

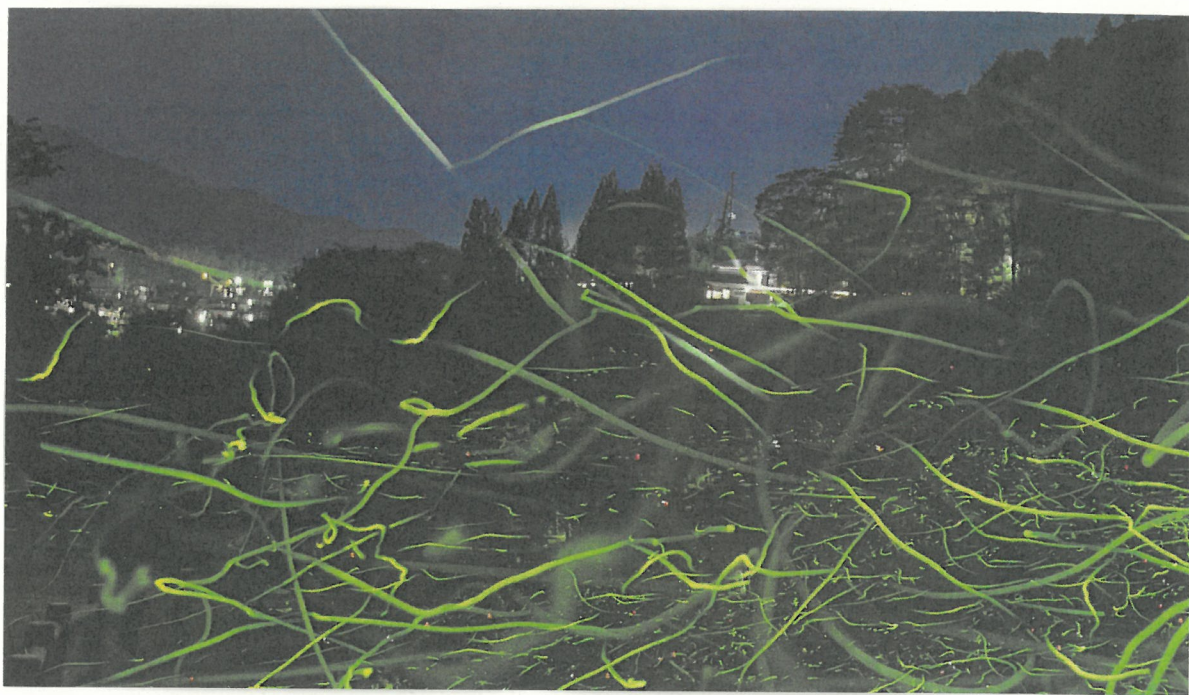
～ ゲンジボタルが舞う自然豊かな環境
利便性に優れた住宅地 ～

下辰野新屋敷住宅団地 分譲地案内

個人住宅向け宅地分譲（4区画）

日本のほぼ中心に位置する辰野町は自然環境豊かな町です。

「下辰野新屋敷住宅団地」は、日本一のゲンジボタル生息地を有する地区であり、辰野駅まで徒歩3分と近く、伊那・諏訪・松本へのアクセスが容易で、家庭菜園も可能な位、ゆったりしている優れた住宅地です。



お申し込み・お問合せ先

辰野町役場 産業振興課

〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地

電話 0266-41-1111（内線 2150・2153）

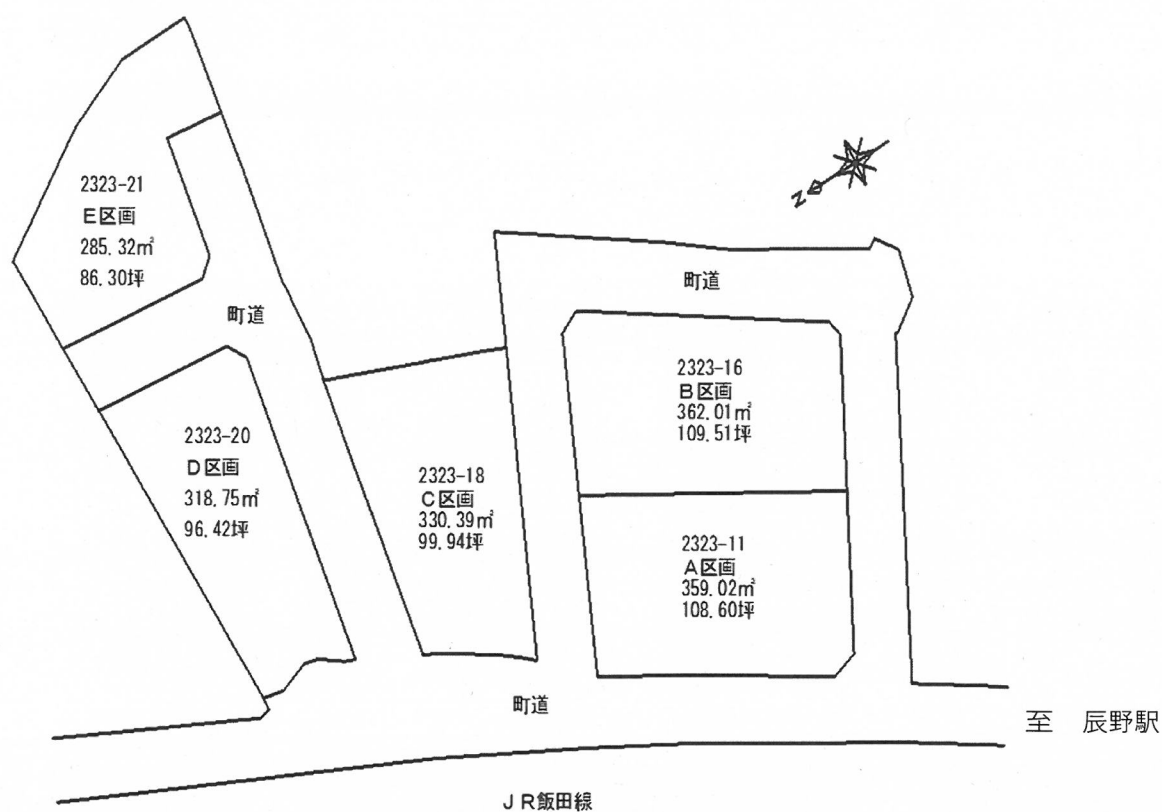


区画別求積図 SCALE=1 : 500

上伊那郡辰野町大字辰野字北畑



区 画 図



価 格

宅地番号	面 積 (㎡)	分譲価格 (円)
①	359.02	4,270,000円
②	362.01	4,300,000円
③	330.39	3,930,000円
④	318.75	3,790,000円
⑤	285.32	3,390,000円

契約済

住宅団地の概要

- 所在地／辰野町大字辰野
- 地 目／宅地
- 区 画 数／5区画（うち 募集4区画）
- 地域指定／第一種住居地域
- 建ぺい率／60%
- 容 積 率／200%
- 道路幅員／幅員 5.0m アスファルト舗装
- 電 気／中部電力株式会社
- 上 水 道／町営水道(加入金 要)
- ガ ス／LPプロパンガス
- 行 政 区／下辰野区
- し尿・家庭雑排水／町公共下水道(受益者負担金 売主負担)
- 所有者・売主／辰野町

交通および利便施設までのおおよその距離

- 公共・公益施設
 - ・中央保育園 1.8Km ・辰野西小学校 2.0Km ・辰野中学校 1.7Km
 - ・辰野町役場、辰野町民会館、辰野図書館 1.7Km ・町立辰野病院 1.1Km
 - ・辰野警部交番 1.3Km
- 交 通
 - ・JR 辰野駅 450m ・中央自動車道「伊北インター」 6.0Km

了解事項

- ・土地面積は確定面積で、登記面積と一致します。
- ・お申込みの条件、建築等の諸条件につきましては、「宅地分譲要綱」をご確認ください。

お問合せ先

辰野町役場 産業振興課

〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地

電 話 0266-41-1111(内線 2150・2153) ファックス 0266-41-4651

宅 地 分 譲 要 綱

～お申し込みの際は必ずお読みください。～

申込み条件等

～申し込みをされる方は、次の事項をご了解ください。～

- 1 ご自身が居住目的のために住宅を建設し、継続して居住する方。
- 2 原則として、宅地の引き渡しを受けてから1年以内に住宅(一戸建てに限る)の建築工事にとりかかり、2年以内に入居できる方。
- 3 町が指定する期日までに、土地売買代金の納入ができる方。
- 4 区画の重複申込みや転売等が目的の方は申込みできません。
- 5 土地の面積は実測面積となっています。
- 6 同一区画に複数の申込みがあった場合は、区画毎に抽選となります。
- 7 申込み者は引渡し後に居住される方とし、居住者全員で1回のお申込みとなります。

募集期間および申込み受付

○募集期間

令和7年7月7日(月)～7月25日(金)まで
午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜・祝日を除く)

○受付場所

辰野町役場 産業振興課
〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地
電 話 0266-41-1111 (内線 2150・2153)

○申込みに必要な書類

・宅地分譲地申込書・住民票(入居者全員分) 各1通
郵送可。お申込みの際の手数料はかかりません。

～注意事項～

- ・申込み書類の記入内容が事実と相違する場合は、失格となる場合があります。
- ・事前に分譲要綱及び現地を確認のうえお申込みください。(なお、あらかじめご連絡いただければ、現地にてご説明いたします。)

契約締結の手続き等

① 土地売買契約書締結

「土地売買契約書」及びその他必要書類を提出いただいた後、宅地売買契約締結となります。(なお契約時の費用として、契約額に応じ収入印紙が必要になります。)

② 土地代金等の納入

町がお渡しする「納入通知書」により指定期日までに、取扱い金融機関から土地代金を納入していただきます。

③ 所有権移転登記

②の入金確認後、町で土地の所有権移転登記手続きを行います。

※詳細については「お申込みから購入手続き完了まで」をご覧ください。

住宅建築の諸条件

- 1 建築できる建物は、自己用の専用住宅に限ります。
- 2 隣接地付近に塀等の構造物を設置する場合は、隣接所有者と話し合っってトラブルのないようにしてください。
- 3 上水道は宅地内への給水取り出しまでおこなってあります。上水道加入分担金及び使用料が別途必要になります。(建設水道課)
- 4 公共下水道は、宅地内への公共ますは設置済です。「下水道受益者負担金」は町が負担しておりますが、公共ますから宅内への接続工事及び使用料は別途必要になります。(建設水道課)
- 5 家庭雑排水・し尿は、下水道へ接続してください。

そ の 他

- 1 自治会へ加入していただくようご協力をお願いします。
- 2 土地面積は確定面積で、登記面積と一致します。
- 3 既設消火栓の移動はできません。

以上をご了解いただき、「分譲地案内」の区画番号により現地を必ずお確かめのうえ、
辰野町役場 産業振興課へお申込みください。

お申込みから購入手続き完了まで

1 お申込み受付

宅地分譲要綱及び現地をご確認いただきお申込みください。

「宅地分譲申込書」に必要事項をご記入いただき、住民票を添付のうえ提出いただきます。

2 購入者の決定

同一区画に複数の申込みがある場合は抽選を行い、購入者の決定を行います。

3 契約説明

「宅地売買契約書」等の必要書類について記入方法の説明を行います。

4 土地売買契約書締結

契約説明会の際にお渡しする「宅地売買契約書」及びその他必要書類を町に提出していただいた後、宅地売買契約締結となります。

契約に係る収入印紙代は別途ご負担いただきます。

また、契約書提出時に所有権移転登記の際に必要な登録免許税を町でお預かりしますので、併せて納入してください。

5 土地代金の納入

町からお渡しする「納入通知書」により指定期日までに、取扱い金融機関から土地代金を納入していただきます。口座振込に伴う振込手数料は、お客様のご負担となります。

なお、期日までに土地代金の納入がなかった場合は、契約しました分譲地は、辞退したものととして処理します。この場合、契約などに要した経費は返金できませんのでご了承ください。

6 所有権移転登記

代金完納確認後、町が所有権の移転登記申請を行います。登記申請費用についてはお客様のご負担はありません。（登録免許税は除く。）

7 登記識別情報通知書の引渡し

登記完了後、登記識別情報通知書（目隠しシール貼付状態）をお渡し致します。

これにて、購入手続きは完了します。